

岐 阜 県 公 報

第 六 百 七 十 九 号
令 和 八 年 四 月 二 十 一 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

地域を限定して使用する知事印に関する告示の一部改正

(行 政 管 理 課) 一 六 一

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 一 六 一

土砂災害警戒区域の指定

(砂 防 課) 一 六 二

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一 六 二

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 一 六 二

公 示

落札者等に関する公示

(税 務 課) 一 六 三

土地改良区の定款の変更認可

(岐 阜 農 林 事 務 所) 一 六 三

土地改良区役員の退任及び就任

(西 濃 農 林 事 務 所) 一 六 四

土地改良区の定款の変更認可

(同) 一 六 五

落札者等に関する公示

(可 茂 特 別 支 援 学 校) 一 六 五

告 示

岐阜県告示第二百五十四号

地域を限定して使用する知事印(平成二十七年岐阜県告示第二百二十九号)の一部を次のように改正し、令和八年五月一日から適用する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 三を次のように改める。

3 中濃県事務所所管区域



書 体 やまと古字

大 小 さ 二 七 三 ミ リ メ ー ト ル 平 方

岐阜県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

令 和 八 年 四 月 二 十 一 日

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更	敷地の幅員	延長	備考
国道	古鼠川餅線	高山市国府町半田字安道 八七番一地从先から 同市同町同字同 七六番二地先まで	別前後	ル(メ)ート	ル(メ)ート	
			後	一〇・五 一〇・七	三・四	
			前	九・四 九・八	三・四	

岐阜県告示第二百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西上屋敷	可児市下恵土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西上屋敷	可児市下恵土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部一の項現地機関の長専決事項の欄第

五号中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同項現地機関の課長専決事項の欄第四号中「第十四条第十六項」を「第十四条第十四項」に改める。

附 則
この訓令は、令和八年五月一日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 調達役務の名称及び数量
税務システムアプリケーション移行及び運用・保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 8 年 2 月 6 日
- 4 落札者を決定した日 令和 8 年 3 月 25 日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
株式会社 NTT データ
代表取締役社長 鈴木 正徳
- 6 落札金額 554,444,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県総務部税務課システム管理係
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
山 県 用 水 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 四 ・ 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
中 濃 用 水 岐 阜 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 四 ・ 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岐 阜 市 網 代 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 四 ・ 一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区	年 月 日	役 名	氏 名	住 所
大垣土地改良区	令和八・四・六	監事	市川浩示	大垣市荒川町 一九九番地一
同	同	同	藤井敏男	同 高瀬四丁目 二〇番地
同	同	同	平松利美	同 加賀野二丁目 六一七番地
同	同	同	吉田正敏	同 南市橋町 一一四一番地
同	同	同	榎橋慎司	同 荒尾町 一〇六二番地二

就任した役員

土地改良区	年 月 日	役 名	氏 名	住 所
大垣土地改良区	令和八・四・七	監事	高見哲司	大垣市木戸町 一一七〇番地一の一
同	同	同	川瀬善成	同 南若森町 五番地
同	同	同	山中正弘	同 熊野町 一一二五番地
同	同	同	長澤逸男	同 榎戸町二丁目 四一五番地
同	同	同	清水美尚	同 津村町二丁目 四三番地一八

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十九項の規

定により公示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区	年 月 日	役 名	氏 名	住 所
下池東部土地改良区	令和八・三・三	理事	加藤清美	海津市南濃町上野河戸 九一九番地
同	同	同	伊藤浩	同 南濃町羽沢 三四六番地一
同	同	同	川瀬尚忠	同 南濃町志津 一七〇〇番地
同	同	同	高木義光	同 南濃町庭田 一三五番地
同	同	同	片野保	同 養老郡養老町釜段 七三五番地
同	同	同	中嶋敏雄	同 海津市南濃町奥条 二三〇番地二
同	同	同	伊藤正男	同 養老郡養老町瑞穂 七七五番地
同	同	同	高木栄	同 海津市南濃町駒野新田五六八番地二

就任した役員

土地改良区	年 月 日	役 名	氏 名	住 所
下池東部土地改良区	令和八・四・一	理事	加藤清美	海津市南濃町上野河戸 九一九番地
同	同	同	高木義光	同 南濃町庭田 一三五番地
同	同	同	伊藤一成	同 南濃町駒野 一一二番地
同	同	同	栗田欽弘	同 南濃町庭田 二八九番地一
同	同	同	丹羽隆	同 南濃町津屋 二四四〇番地三
同	同	同	横山貞光	同 養老郡養老町釜段 八〇七番地
同	同	同	小川真治	同 海津市南濃町奥条 三六一番地二
同	同	同	伊藤克彦	同 南濃町羽沢 一九一番地
同	同	同	高木栄	同 南濃町駒野新田五六八番地二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
大 垣 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 四 ・ 九

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
平 尾 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 四 ・ 九

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年四月二十一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県立可茂特別支援学校スクールバス運行管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和8年3月26日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 美濃加茂市太田町4361番地
新太田タクシー株式会社
代表取締役 梅村 和行
- 6 契約金額 71,500,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立可茂特別支援学校 事務室
(2) 所 在 地 美濃加茂市牧野2007番地 1

令和八年四月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社